

仕様書（中高生の居場所づくり事業（五香六実地区））

- 1 委託期間 契約締結日～令和2年3月31日
- 2 業務場所 松戸市五香南1の5の1 元山駅ビル内
- 3 開設時間 毎週 月曜日、金曜日 15時～20時
土曜日、日曜日および祝日、学校等の長期休業中
13時～20時
※開設時間の前後15分間は準備時間とし、就業時間は（月、
金曜日は14時45分から20時15分）（土、日曜日等
は12時45分から20時15分）とする
※年末年始（12月29日から1月3日）を除く
- 4 業務内容 (1)中高生の居場所
①放課後や長期休暇中に安心して安全に過ごすことができる
居場所を提供する。
②開設時間内は中高生の見守りを行うものとし、必要に応じて
学習支援や進路相談に対応する。
③その他、日常における相談へも対応する。この際、他機関へ
の通報や連携が必要と判断されるときは、随時行うものとする。

(2)中高生への体験や講座の実施
①学習や進路に関する講座のほか、ソーシャルスキルを向上さ
せる体験などを企画し実施する。
ただし、以下の事業は市と協議し、実施すること
毎年10月頃・・・「先輩と語る座談会」
毎年12月頃・・・「クリスマスイベント」
②①に示す事業を行う際には、地域や利用者の特性を考慮した
事業となるよう、努力すること。

(3)その他
①業務を実施するにあたっては、松戸市子ども総合計画を熟知
し、趣旨を理解した上で実施すること。
②来場した中高生や、所在する施設の利用者等とのトラブル、
苦情への対応は、原則として受託者にて対応すること。

③業務の実施にあたり、市または第三者へ損害を与えた場合は、速やかに市へ報告するとともに、かかる費用等の責任は、事業者が一切を負担すること。

- 5 人員配置
- (1)業務の実施にあたっては、中高生の支援に関して意欲のある者であって、青少年健全育成の知識が豊かな者を常時2名以上配置する。
 - (2)体験や講座を実施する際には、安全かつ有意義な内容とするために、必要な人員を配置するものとする。
 - (3)配置する人員は、業務に必要な知識を習得するため、適時、研修等を受講するものとする。その際の研修が有料である場合、その費用は受託者が負担する。
- 6 支払い
- 原則として業務完了後に一括して支払うものとする。
- 7 その他
- (1)中高生やその他第三者へ損害を与えた場合の傷害保険、損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行う。
 - (2)毎月の利用についての事業報告を事業報告書により報告する。年度末には、事業報告書並びに事業完了届けを提出する。
 - (3)業務の実施にあたり、職員名簿を提出する。また、業務管理責任者を定めることとする。
 - (4)受託者は、業務上知り得た情報を、第三者へ漏らしてはならない。これは委託契約終了後においても同様とする。